

地域包括支援センターの職員配置 の柔軟化について

- 
- 1 地域包括支援センター職員配置の柔軟化の背景
 - 2 地域包括支援センター職員配置の柔軟化の概要
 - 3 本市における対応方針
 - 今後の対応について

1 地域包括支援センター職員配置の柔軟化の背景

令和6年度4月1日より、介護保険法施行規則の一部が改正される。

前項の改正により、地域包括支援センターの職員配置の柔軟化について示される。

それに伴い、当市でも令和6年度3月議会にて対応した条例の改正を行う予定。

また、改正された介護保険法施行規則について、従うべき基準と明記されていることから、改正された部分について、すべてに対応する。

2 地域包括支援センター職員配置の柔軟化の概要

- ①高齢者人口に応じて、又は地域包括支援センター（包括）の運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法による職員配置を可能とする。
- ②包括の効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には複数圏域の高齢者人口に応じて3職種を配置すれば当該圏域の各包括での配置基準を満たすものとする。質の担保の観点から1つの圏域に2職種の配置は必要。

・国の規則改正のイメージ

地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について（案）

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置**することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

（参考）「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月閣議決定）

地域包括支援センター（115条の46第1項）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

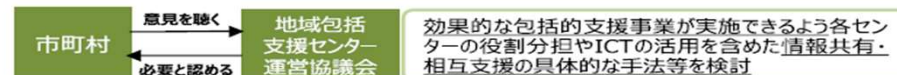
介護保険法施行規則の改正(案)

現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とする**

注）市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



〔 圏域ごとの高齢者数に応じて3職種を均等に配置しており、人材確保が困難な状況が継続する場合等、センターの効果的な運営に支障を来す 〕



- このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施

- ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする（介護保険法施行規則の改正(案)）
- ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上である者」を追加（通知改正(案)）

活用のイメージ

1 常勤換算方法による欠員の解消



週5 = 1,0人



週5 = 1,0人

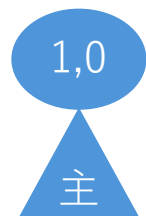


A包括（常勤職員2人、欠員1人）

週5勤務可の人材を雇用できず欠員



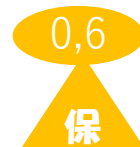
常勤換算で欠員解消



週5 = 1,0人



週5 = 1,0人



週3 = 0,6人

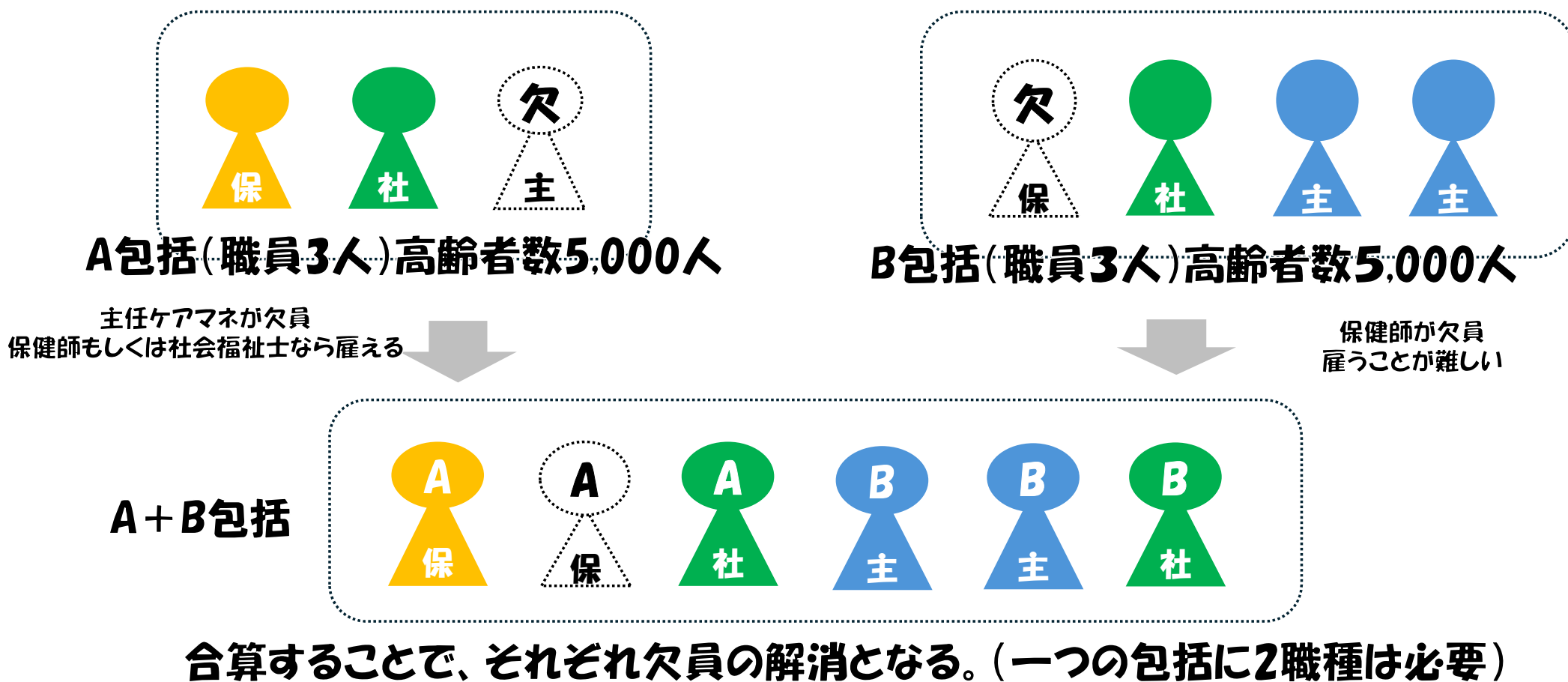


週2 = 0,4人

週5 = 1,0人

2 複数圏域の3職種の配置

欠員が生じる圏域への柔軟な配置



3 本市における対応方針

市町村が条例を定めるにあたり従うべき基準であるため、条例改正により、国の改正内容に対応します。

改正する条例にはすべて地域包括支援センター運営協議会にて承認を得るとしてしています。

年2回ある八潮市地域包括支援センター運営協議会にて必ず審議を諮り、承認を得てから採用及び運用していきます。

ただし、例外として職員の急な病欠などのやむを得ない事情がある場合は、事前協議の後運営協議会委員に文書にて審議を諮っていただきます。

4 今後の対応について

令和6年度3月議会にて、条例改正



次回運営協議会までの間に緊急での希望がある包括がいた場合は、
事前協議の後文書にて運営協議会委員に審議を諮る



令和7年度八潮市地域包括支援センター運営協議会にて、制度改正
が行われたことを正式に報告



今後、包括より新制度にて職員を採用したい旨があった際、運営協
議会にて審議を諮る。（緊急時は事前協議の後文書にて審議）



承認を得たのち、実際に職員を採用及び運用